制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 27 日

鳥取県立図書館長　西尾　麻都子

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量
鳥取県立図書館構内高木剪定業務　一式

（２）業務の仕様
入札説明書による。

（３）業務の期間
契約締結の日から令和９年３月 25 日まで

（４）入札方法
入札は紙入札により行うものであること。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とし、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の樹木管理に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）令和４年４月１日以降に、本件調達と同種同程度の業務（高木の剪定又は伐採の業務をいう。）を履行した実績を有する者であること。

（７）一級造園技能士の資格を有する者が、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（８）本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

（９）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3　契約担当部局

鳥取県立図書館

4　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017　鳥取県鳥取市尚徳町 101

鳥取県立図書館総務課

電話　0857-26-8155　　ファクシミリ　0857-22-2996

電子メール　toshokan@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月 27 日（金）から同年 12 月 11 日（金）までの間にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ（http://www.library.pref.tottori.jp/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

上記の期間の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間の最終日は、正午までとする。ただし、令和８年 12 月 10 日（木）は、休館日のため、交付しない。

イ　交付場所

（１）に同じ

（３）郵便等による入札

不可とする。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年 12 月 22 日（火）午前９時 30 分即時開札

イ　場所

〒680-0017　鳥取県鳥取市尚徳町 101

鳥取県立図書館２階　大研修室

5　入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、２回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。

（２）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格を有する者であることを証する書類を、令和８年 12 月 11 日（金）正午までに４の（１）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵送により提出する場合は、同日正午までに必着とする。

（３）入札参加者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　その他

（１）最低制限価格の設定

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 26 年３月 12 日付第 201300191828 号鳥取県教育委員会教育長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

（２）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（３）契約書作成の要否

要

（４）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

（５）手続における交渉の有無

無

（６）その他

ア　詳細は、入札説明書による。

イ　契約書の作成に当たり、入札説明書に別添「鳥取県立図書館構内高木剪定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削る。

ウ　仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。